

令和 3 年度 監査委員監査実施計画

令和 3 年 4 月 1 日 飯山市監査委員

1. 実施方針

(1) 監査等の方向性

令和 3 年度の監査、検査及び審査（以下全体として「監査」という。）にあたっては、当市の事務・事業が合规性、正確性をもって行われているかどうかという観点はもとより、経済性・効率性・有効性・必要性・妥当性の観点も踏まえ、監査委員の独立性を確保しながら公正不偏の立場で監査を実施する。

監査は原則として予告監査とし事前に調書等の提出を求め、内容により試査・精査・実査の手法等を選択して実施する。また、監査結果については、法令に基づき、市長・議会等に提出すると同時に速やかに公表する。

(2) 重要項目

- ①税外未収金についての状況
- ②内部統制（チェック体制）の状況
- ③過去の指摘事項についての現状確認
- ④監査に係る現地確認（機密・個人情報等の管理状況含む）

2. 実施予定の監査等の種類及び対象

令和 3 年度に実施する監査の種類と内容は次のとおりとし、必要に応じて行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）を行う。監査の対象となる会計は、一般会計、特別会計、公営企業会計並びにこれらの会計に関連する会計とする。また監査委員が必要と判断する会計は監査の対象とする。

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

予算の執行、収入、支出、契約、財産管理などの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行う。

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査の必要があると認めるときは、随時監査として適時実施する。

- (3) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているか、計数分析を行い審査する。また、重要項目で掲げている税外未収金の現状について把握し、検証する。
- (4) 財政健全化法に基づく財政（経営）健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）
算定された各種比率等が法令に適合し、かつ正確であるかどうかの審査を決算審査に併せて実施する。
- (5) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを決算審査に併せて実施する。
- (6) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）
補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体や出資団体、市の施設管理を行わせている団体などに対して、出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているか、また所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているか等を主眼として実施する。
- (7) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）
（地方公営企業法第 31 条及び同法施行令第 9 条）
会計管理者及び水道事業の管理者（飯山市の場合は飯山市水道事業の設置等に関する条例第 8 条の定めにより市長）が行う現金の出納事務が正確に行われているか、計数の確認、現在高の確認をするほか、試査により、収入・支出関係書類を毎月検査する。
- (8) その他、請求、要求監査等
住民監査請求（地方自治法第 242 条）、市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）、議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）等があった場合、その都度判断し、対応する。

3. 実施予定時期及び監査対象

実施月	監査種別	主な監査対象となる会計
令和3年4月	例月現金出納検査 26日	一般会計、特別会計及び企業会計
	量水器等在庫確認	飯山市水道事業会計
令和3年5月	例月現金出納検査 27日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和3年6月	例月現金出納検査 28日	一般会計、特別会計及び企業会計
	飯山市水道事業会計決算審査	飯山市水道事業会計
令和3年7月	決算審査	一般会計、特別会計
	例月現金出納検査 26日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和3年8月	財政（経営）健全化審査	一般会計、特別会計及び企業会計
	例月現金出納検査 30日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和3年9月	例月現金出納検査 27日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和3年10月	財政援助団体監査	補助金等の財政援助を受けている団体・個人等
	例月現金出納検査 26日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和3年11月	定期監査（出先機関）	本庁以外の出先機関等における 一般会計、特別会計
	例月現金出納検査 26日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和3年12月	例月現金出納検査 27日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和4年1月	定期監査（本庁）	本庁における一般会計、特別会計及び 企業会計
	例月現金出納検査 26日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和4年2月	例月現金出納検査 28日	一般会計、特別会計及び企業会計
令和4年3月	例月現金出納検査 28日	一般会計、特別会計及び企業会計

4. 監査等の実施体制

- ① 例月現金出納検査は決算審査の一環と位置付け、要改善事項等の早期対応につながるよう実施する。
- ② 各部課は事前に通知した内容の監査調書を期日までに監査委員事務局へ提出する。なお、提出された調書の事前監査を行うなかで追加資料を要請する場合があるので、その時は速やかに提出する。（監査当日要請の場合も含む）
- ③ 監査実施後の監査講評等については次のとおりとする。
 - ア) 監査当日、監査終了後に監査の結果、監査委員の意見等を出席した職員に報告・説明する。（口頭による）
 - イ) 種類ごとの監査が終了した時点で部長及び関係課長出席のうえ、監査期間中の監査結果、監査委員の意見等を報告・説明し、改善に向けて意見交換する（口頭により約1時間前後）
- ④ 監査結果については、実施した全ての監査（ただし例月現金出納検査は除く）を対象とし、飯山市監査委員に関する条例により公開する。
- ⑤ 前回及び過去の監査で指摘した事項の改善に向けた取り組み内容を把握し、状況により一層の是正・改善を求める。